



1 いじめの防止策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こり得る問題である。全ての児童が安心して将来に希望を持って生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないようにしなければならない。これらの実現のためには、児童自身が、いじめが心身に及ぼす影響等、いじめ問題に関する認識と理解を深め、自らの意志によって、いじめに向かわないようにすることが肝要であるとともに、児童の豊かな情操や道徳心、自分と他人の存在を等しく認めて互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する素地を養うことが必要である。

また、いじめ防止等の対策はいじめを受けた児童やいじめを受けた児童を助けようとした児童の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識し、市、学校、保護者、地域及び関係機関が連携を図り、いじめ問題を克服することを目指して行わなければならない。

いじめ問題への対応に当たり、いじめ防止対策推進法を遵守するとともに、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わない。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの禁止

児童は、絶対にいじめを行ってはならない。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、関係者等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見・早期対応に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 学校いじめ対策組織について

(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

・いじめ防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

<構成員>校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、各学年1名、専科、必要に応じて関係職員（該当学級担任等）

<活動>アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

いじめ事案に対する対応に関すること。

<構成員>月1回を定例会（生徒指導部会）とし、深刻な事案発生時は緊急開催とする。

3 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめの未然防止

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・道徳教育の充実に努め、家庭や地域との連携を図りながら、児童の規範意識を高める。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他の必要な措置として、人権教育を実施する。
- ・教師の不適切な発言（差別的発言や児童を傷付ける発言）や体罰がいじめを助長する可能性があること。また、過度の競争意識、勝利至上主義が児童生徒のストレスを高め、いじめを誘発することについて全職員が認識し、自己の指導方法を常に振り返り、向上させていく。
- ・学校全体で暴力や暴言を排除し、いじめを許容しない雰囲気醸成する。
- ・生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開を行う。
 - ① 「自己決定の場」「自己存在感」を与え「共感的人間関係」が育つ授業を行う。
 - ② 「楽しく」「わかる」授業を通して、児童の学習意欲と学力を高める。
- ・児童が安心して悩みを相談できる機運を高めるため、「いのちを大切に作るキャンペーン」の一環として、4月に「SOSの出し方に関する教育」に関する指導を行う。（実施に当たっては、「児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレット」「いじめ啓発カード」等を積極的に活用する。）
- ・児童会活動等を通して、児童自身がいじめ問題を自分たちの問題として考え、主体的に取り組む意識を育て、いじめを許さない学校風土をつくる。

(2) いじめの早期発見・相談について

- ・いじめを早期発見するため、在籍する児童に対するアンケート調査を年2回実施するとともに、意見箱の設置や児童の人間関係を日常的に観察する等、その他必要な措置を講ずる。
 - ・教育相談体制の充実及び強化を図るため、スクールカウンセラーの積極的な活用を図る。
 - ・教育相談日（毎週金曜日）やスクールカウンセラーを活用し、児童や保護者の悩み等の情報を収集する。
 - ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備、啓発活動を行う。
- | | |
|----------------|--------------------------------|
| 学校の相談窓口 | 047-406-6601（常時相談窓口：主幹教諭、養護教諭） |
| 学校以外の相談窓口 | |
| 子どもと親のサポートセンター | 0120-415-446 |
| | saposoudan@chiba-c.ed.jp（メール） |
| 24時間子供SOSダイヤル | 0120-0-78310 |
| 千葉県警察少年センター | 0120-783-497 |
| 子どもの人権110番 | 0120-007-110 |
| 千葉いのちの電話 | 043-227-3900 |

(3) いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめ防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。
- ・生徒指導部会、職員会議等で、配慮を要する児童や様子が気になる児童について実態や支援方法を全職員が共通理解する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに関する対策

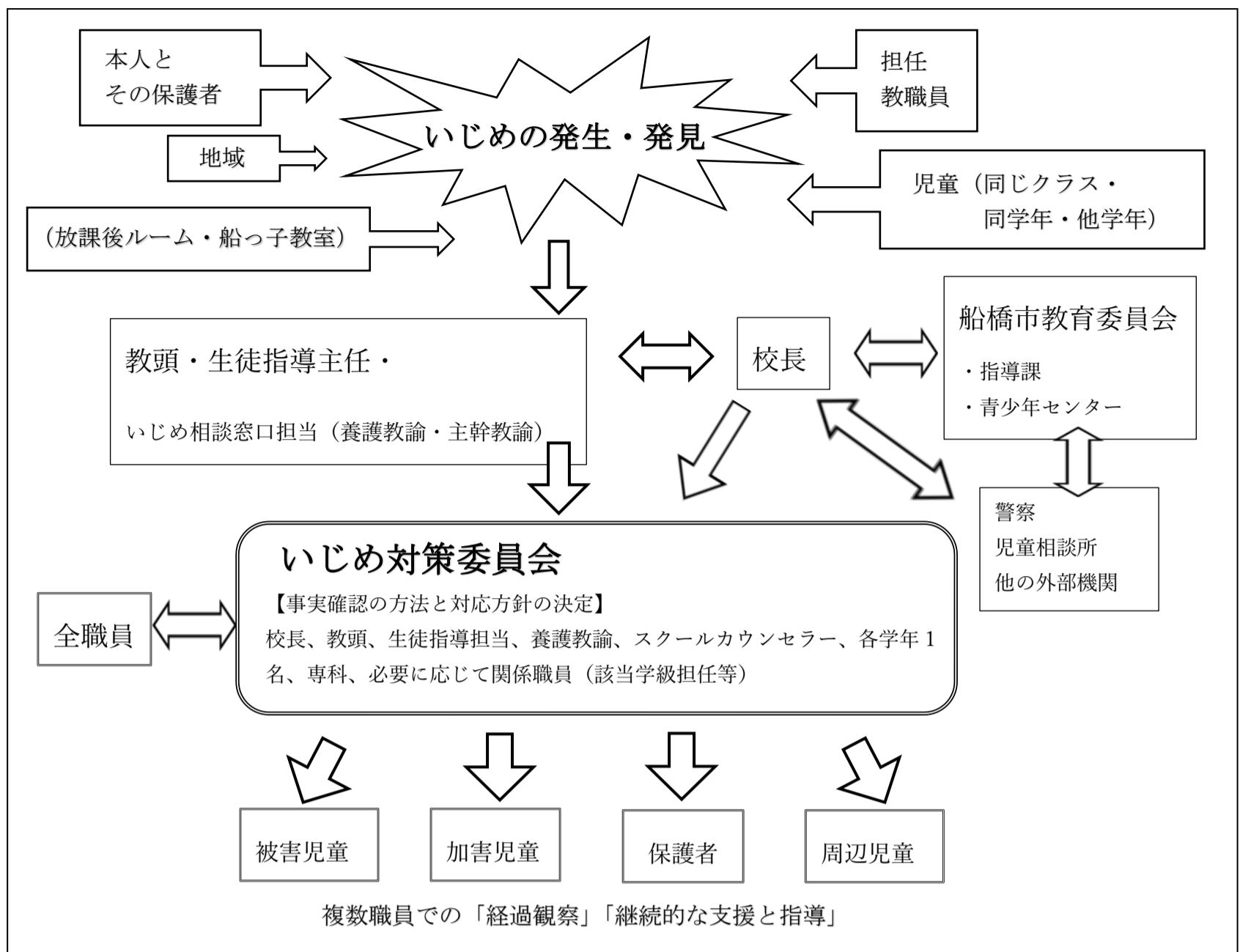
- ・情報モラル教育の中でインターネット上のいじめを防止し、効果的に対処できるように児童へ啓発活動を行う。
- ・保護者会や学校・学年だより等で、インターネットや携帯電話の利用上の危険性を知らせる。
- ・県民生活文化課等が行う「青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）」と連携・協力し、指導や保護につなげる。

5 いじめを認知した際の措置

(1) いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめを受けた児童や、いじめを知らせてきた児童の安全確保を最優先に行う。また、安全な環境で事情や心情を聴き取り、状態に合わせた支援を行う。
- ・児童へのいじめ問題の聴き取りに当たっては、いじめを受けた児童だけでなく、いじめを行った児童や周辺の児童からも丁寧に聴き取りを行う。
- ・いじめを行った児童に対してはいじめに至った要因や背景を把握し、抱えている問題を明確にした上で、継続的な指導・支援を行う。（その際、いじめを知らせた児童への圧力の防止に留意する）
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する報告・支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への報告・支援、該当クラス児童への指導を継続的に行う。
- ・いじめを見ていた周辺の児童に対しても指導を行う。
- ・いじめを受けていた児童等が安心して教育を受けるための必要があると認められたときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめ関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、船橋市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(2) いじめ問題に取り組むための組織



(3) 重大事案への対処

① 重大事態の定義

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産等に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

② 重大事態が発生した際の対処

- 重大事態が発生した疑いがある場合は、以下の対処を行う。
- 1 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
 - 2 船橋市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - 3 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - 4 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
 - 5 必要に応じて、スクールカウンセラーや外部機関との連携を図る。

6 公表・点検、学校評価における留意事項

(1) 公表

学校いじめ防止基本方針を本校ホームページで公表する。

(2) 点検

学校いじめ防止基本方針が機能しているか、定期的に点検、評価を行う。年度末に学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。年度初めに全教職員で学校いじめ防止基本方針の共通理解を図り、必要があれば加除訂正を行う。

(3) 学校評価における留意事項

- いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。さらに、学校評価の内容を受け、生徒指導部会で「学校いじめ防止基本方針」の見直し等を行う。
- 1 いじめの早期発見に関する取組に関すること。
 - 2 いじめの再発を防止するための取組に関すること。

3 年間計画

(1) 基本施策

	活動内容 (○児童の活動 ●教職員 ☆保護者)
通年	<ul style="list-style-type: none"> ○●☆スクールカウンセラー（週1回）の相談 ○●☆スクールカウンセラーだより ●特別支援教育の必要な児童への支援、関係機関との連携 ●職員会議、運営委員会、学年会、教科部会、3部会議（生徒指導部会） ○●道徳教育、人権教育、総合的な学習の時間、学級会活動 ○●児童会活動（いじめゼロ宣言、あいさつ運動、異学年交流）、委員会活動 ○●県民生活文化課等が行う「青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）」と連携・協力（必要に応じて行う）
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○●児童会活動・行事を通じた人間関係づくり（始業式、入学式、1年生を迎える会） ●いじめ対策委員会「学校いじめ防止基本方針」年間計画の策定及び学校HPでの公表 ●☆学級懇談会で、本校のいじめ防止について説明。啓発に努める。いじめ早期発見の協力依頼。
5月	○●児童会活動・行事を通じた人間関係づくり（異学年交流等） ○●なかよし週間 ○●安全・安心教室（SNS）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○●☆運動会 ○全校で「SOSの出し方に関する教育」を行う。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○●生活アンケート いじめ早期発見、早期対応 ○●☆引き渡し訓練（低学年） ●いじめ対策委員会 生活アンケートの集計結果について検討・対策 ●☆保護者面談週間
8月	●職員研修
9月	○●☆引き渡し訓練（高学年）
10月	○●行事を通じた人間関係づくり（音楽会） ●☆保護者面談週間
11月	○●☆土曜授業参観
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○●生活アンケート いじめ早期発見、早期対応 ●いじめ対策委員会 生活アンケートの集計結果について検討・対策 ●☆教育相談週間
1月	●☆学校評価アンケートを保護者に配布 集計・分析
2月	<ul style="list-style-type: none"> ☆学校評価アンケート 結果報告 ○●行事を通じた人間関係づくり（6年生を送る会） ○●生活アンケート いじめ早期発見、早期対応
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○●進級、卒業に向けた学級、学年のまとめ ○●行事を通じた人間関係づくり（お別れ式、卒業式、修了式、離任式） ●学校いじめ防止基本方針の見直し

令和 3年 4月 5日 学校いじめ防止基本方針作成

令和 3年 10月 20日 船橋市いじめ防止基本方針の策定及び施行に伴い、内容の見直し・加除訂正。

令和 4年 4月 8日 改訂

令和 5年 4月 6日 改訂